

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会
令和3年度 第4回 協議会 次第

日 時：令和4年3月18日（金） 13時30分
場 所：松本市役所 梓川支所 大会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 協議事項

- (1) 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会の廃止及び今後の体制について
- (2) 令和3年度松本障害保健福祉圏域障がい者基幹相談支援センター事業、総合相談支援センター事業及び自立支援協議会事務局決算について
- (3) 令和4年度松本障害保健福祉圏域相談支援事業各相談支援センター事業計画について
- (4) 要綱の改正について

4 報告事項

- (1) 令和3年度後期分障がい者基幹相談支援センター及び総合相談支援センター巡回評価実施結果について
- (2) 日中サービス支援型共同生活援助事業所 事業評価実施結果について
- (3) 令和3年度第4回幹事会報告
- (4) 令和3年度第4回長野県自立支援協議会報告

5 その他

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会 委員名簿

所属・職名	氏名	備考
松本圏域障害者基幹相談支援センター 所長	大森 将嘉	
松本圏域障害者総合相談支援センターあるぷ 所長・コーディネーター	寺島 康一	
松本圏域障害者総合相談支援センターWish 所長・コーディネーター	川上 巧	
松本圏域障害者総合相談支援センターボイス 所長・コーディネーター	荘司 小夜子	
社会医療法人 城西医療財団 城西病院 総事務局長	澤谷 富秋	欠席
一般社団法人 ぴあねっと・まつもと 代表理事	小橋 加英子	
特定非営利活動法人 ハートラインまつもと 理事長	岩井 和子	代理 常務理事 諏訪 智子
社会福祉法人 安曇野福祉協会 理事長	宮澤 学	代理 常務理事 堀内 猛志
社会福祉法人 中信社会福祉協会 理事長	渡辺 明	代理 常務理事 小出 光男
社会福祉法人 りんどう信濃会 穂高悠生寮 施設長	竹澤 一弘	
社会福祉法人 誠心福祉協会 理事長	関原 史人	欠席
社会福祉法人 信濃友愛会 理事長	櫻井 俊夫	代理 常務理事 赤羽 信行
社会福祉法人 アルプス福祉会 理事長	飯沼 寿太郎	代理 常務理事 片桐 政勝
社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 信濃学園 所長	長田 基佳	欠席
特定非営利活動法人 ケ・セラ 理事長	西村 昭太	
特定非営利活動法人 グループホーム 夢ハウス城山の会 副理事長	五郎丸 優子	欠席
特定非営利活動法人 グランド・リッシュ 理事長	若林 美輪	シエスタ施設長 長坂 智恵子
長野県松本養護学校 校長	渡邊 和幸	欠席
長野県安曇養護学校 校長	松嶋 則行	
社会福祉法人 松本市社会福祉協議会 常務理事	丸山 貴史	
社会福祉法人 塩尻市社会福祉協議会 常務理事	小池 晴夫	副会長
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会 事務局長	藤松 兼次	
社会福祉法人 山形村社会福祉協議会 事務局長	田中 雄一郎	
松本公共職業安定所 統括職業指導官	田島 明充	
松本市 障害福祉課 課長	高木 寿郎	会長
塩尻市 福祉課 課長	青木 薫	
安曇野市 福祉課 課長	太田 雅史	
麻績村 住民課 課長	塚原 貴志	
生坂村 健康福祉課 課長	松沢 昌志	欠席
山形村 保健福祉課 課長	篠原 雅彦	
朝日村 住民福祉課 課長	上條 浩充	代理 係長 河西 ひろ子
筑北村 住民福祉課 課長	堀内 克美	
松本広域連合 福祉・地域課 課長	伊藤 実和子	
松本保健福祉事務所 福祉課 福祉課長	湯浅 明	代理 福祉係長 飯島 恵子
身体障害当事者・団体の代表者又はその家族 松本市身体障害者福祉協会 会長	飯沼 勝浩	
知的障害当事者・団体の代表者又はその家族 長野県知的障害者育成会 東筑摩郡会長	刈間 靖	代理 事務局長 増澤 武志
精神障害当事者・団体の代表者又はその家族 松の会 会長	小泉 信司	
塩尻市 健康福祉事業部 福祉課 係長	大村 一	幹事長
社会福祉法人 中信社会福祉協会	奥原 和彦	事務局
	板花 智美	事務局
	山口 光代	事務局

協議事項 1

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会の廃止及び今後の体制について

1 趣旨

松本障害保健福祉圏域（以下「松本圏域」といいます。）自立支援協議会の廃止及び今後の体制について協議するものです。

2 経過

- 2. 2. 7 令和元年度第4回幹事会
松本圏域自立支援協議会の体制を検討することを目的として「地域自立支援協議会検討プロジェクト」を設置することになりました。
- 3. 2. 5 令和2年度第4回幹事会
松本圏域の相談支援体制について検討することを目的として「相談支援体制検討プロジェクト」を設置することになりました。
- 1 1. 1 2 令和3年度第3回幹事会
松本圏域の自立支援協議会及び相談支援体制の見直し案について協議されました。
- 1 2. 1 7 令和3年度第2回協議会で協議され、麻績村、生坂村及び筑北村の体制について再協議することとなりました。
- 4. 1. 1 1 令和3年度 第5回市町村部会において、変更内容について協議しました。
- 2. 4 令和3年度第3回協議会で体制の見直しについて協議されました。
- 2. 1 8 令和3年度第4回幹事会で体制の見直しに伴う変更について協議されました。

3 令和4年度からの自立支援協議会の体制（令和3年度第3回自立支援協議会決定事項）

(1) 設置主体

松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村及び筑北村による単独設置とします。

なお、塩尻市、山形村及び朝日村については、3市村による共同設置とします。

(2) 体制

各市村等が設置要綱で設定します。

基幹相談支援センターについても、各市村等で設置する協議会において設定します。

(3) 自立支援協議会の廃止に伴う会計決算及び清算の対応

現在の自立支援協議会及び各相談支援センターの会計については、今年度末の決算をもって清算とします。

今年度の決算見込を今回の自立支援協議会で示したうえで、最終清算については、代表法人が清算人として監査委員の監査を受け、監査結果を委員へ送付することとします。

(4) 相談支援センターの評価及び実績報告

各相談支援センターの後期巡回評価については、今回の自立支援協議会で報告します。

実績報告については、3月末までの実績を代表法人が取りまとめ、委員へ送付します。

4 圏域連絡会について

(1) 松本圏域行政連絡会

ア 松本圏域自立支援協議会で報告をしていた事項（障害福祉計画、総合相談支援センター巡回評価結果報告、総合相談支援センター事業予算、決算等報告等）8市村での確認が必要なものについて取り扱う。

イ 構成員

(ア) 8市村の係長クラスの担当者

(イ) 基幹相談支援センター

(ウ) 松本保健福祉事務所

ウ 開催時期

(ア) 第1回目 5月から6月

(イ) 第2回目 9月下旬から10月上旬

来年度は、(ア)及び(イ)の2回は開催し、その他必要に応じて開催することとします。

(2) その他圏域で必要な協議について

会議の開催方法等については、市村及び基幹相談支援センターが中心となり検討します。

5 部会及びプロジェクトについて 別紙

現在の部会及びプロジェクトは、令和4年度3月末で終了とします。今年度の取り組み内容、来年度継続的に協議が必要な事項については別紙のとおりです。

今後の協議方法については、圏域行政連絡会で検討します。

6 議題提起シートについて

現在の「議題提起シート」は、令和4年3月末で廃止します。

令和4年度以降は、各協議会及び基幹相談支援センターが、地域の課題を取り上げます。

部会及びプロジェクト	令和3年度の取組み	継続が必要な事項、残っている課題等
こども部会	1 「緊急時プラン」の作成及び普及 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会 ホームページからダウンロードできるよ うになっている。 2 「福祉サービスのご案内」更新 6月と12月に更新	継続が必要な事項、残っている課題等 1 「緊急時プラン」 活用方法の検討 2 「福祉サービスのご案内」 内容の更新及び提供 更新情報については、基幹相談支援センター及び療育コーディネ ーターで集約する。 3 「医療的ケア児」についての検討 4 医療、福祉及び教育の連携について 5 放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所の支援につい て 6 障がい児入所施設「加齢児」の対応について
地域移行部会	「地域移行リーフレット」の作成	1 「地域移行リーフレット」活用方法の検討 2 精神科病院及び障がい者支援施設からの地域移行について検 討
くらし部会	「居宅介護事業における支援状況実態の聞 き取り調査」からの課題についての検討	1 「居宅介護事業所連絡会」を行い、事業所間の情報共有等の実施 2 「余暇情報シート」内容の更新及び提供
しごと部会	「就労継続支援B型事業所連絡会」の立ち 上げ	1 「就労継続支援B型事業所連絡会」を行い、事業所間の情報共有 等の実施 2 就労系サービスにおける医療的ケアの受け入れについて検討
市町村部会	1 日中サービス支援型共同生活援助事業 所評価シートの作成及び評価 2 各部会及びプロジェクトからの課題に	1 日中サービス支援型共同生活援助の評価については、各地域協 議会の実施 2 「圏域行政連絡会」として圏域の情報共有等を実施

	ついて検討	
権利擁護部会	「身元保証等に関するアンケート」の実施 集約	アンケート内容からの課題等へ取り組み
地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト	1 空床確保事業所会議の実施 2 拠点等事業について協議及び報告	地域生活支援拠点等事業の強化及び充実に向けて内容の検討
地域自立支援協議会検討プロジェクト	地域協議会の体制について	「圏域連絡会」が機能するような体制づくり
強度行動障害児者支援検討プロジェクト	1 強度行動障害児者（児）の実態調査 2 事例検討	当事者及び支援者の情報共有する場の提供
相談支援体制検討プロジェクト	1 相談支援体制について 2 相談支援の人材育成について 3 基幹相談支援センター、総合相談支援センター、指定特定相談支援事業所、市町村相談担当（CW）の相談業務の整理	松本圏域の相談支援体制について

協議事項 2

令和3年度松本障害保健福祉圏域障がい者基幹相談支援センター事業及び松本障害保健福祉圏域障害者相談支援事業、松本障害保健福祉圏域自立支援協議会 事務局
決算について

1 趣 旨

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会の廃止に伴い、令和3年度松本障害保健福祉圏域障がい者基幹相談支援センター事業及び松本障害保健福祉圏域障害者相談支援事業、松本障害保健福祉圏域自立支援協議会 事務局の決算見込について承認をお願いするものです。

2 内 容

障がい者基幹相談支援センター事業 決算見込書 (P **6** ~ P **7**)
障害者相談支援事業及び自立支援協議会事務局 決算見込書 (P **8** ~ P **9**)

3 今後の監査及び監査報告について

最終決算については、代表法人が清算人として監査委員の監査を受け、監査結果を委員へ送付します。

令和3年度 松本障害保健福祉圏域障がい者基幹相談支援センター事業収支決算見込書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

代表法人名:特定非営利活動法人ハートラインまつもと

【収入の部】

科目	A	B	C	D	A+B-C-D		単位:円
	当初予算	令和2年度繰越金	令和3年度仮受金残高	実績	予算差額	摘要	
委託料収入							
委託料(機能強化コーディネーター、事務員)	18,000,000		0	18,000,000	0		松本圏域8市村
休日・夜間緊急相談	0		0	0	0		松本圏域8市村
自立支援協議会事務局 委託料	5,100,000		0	5,100,000	0		松本圏域8市村
基幹相談支援センター 代表法人委託料	370,000		0	370,000	0		松本圏域8市村
小計	23,470,000		0	23,470,000	0		別添 松本圏域8市村内訳のとおり
事業費等収入					0		
基幹センター運営費	984,860	22,771	0	1,007,631	0		
人材育成に係る費用	200,000	156,057	0	356,057	0		
情報発信に係る費用	98,140		0	98,140	0		
小計	1,283,000	178,828	0	1,461,828	0		
収入合計	24,753,000	178,828	0	24,931,828	0		

松本圏域8市村 内訳

		当初予算	令和2年度繰越金	令和3年度仮受金残高	実績	予算差額
1	松本市	13,911,000			13,911,000	0
2	塩尻市	3,886,000			3,886,000	0
3	安曇野市	5,668,000			5,668,000	0
4	麻績村	149,000			149,000	0
5	生坂村	99,000			99,000	0
6	山形村	520,000			520,000	0
7	朝日村	272,000			272,000	0
8	筑北村	248,000			248,000	0
	合計	24,753,000			24,753,000	0

【支出の部】

科目	A	B	C	D	A+B-C-D		単位:円
	当初予算	令和2年度 繰越金	令和3年度 仮受金残高	実績	当初予算差額	摘要	
再委託料							
業務委託費	18,000,000	0	0	18,000,000	0		
内	5,400,000		0	5,400,000	0	安曇野福祉協会(機能強化5,400,000)	
内	1,800,000		0	1,800,000	0	信濃友委会(事務員1,800,000)	
内	10,800,000		0	10,800,000	0	ハートラインまつもと(機能強化 5,400,000×2名分)	
休日・夜間緊急相談	0			0	0		
内							
内							
自立支援協議会事務局	5,100,000		0	5,100,000	0	中信社会福祉協会(事務局 5,100,000)	
基幹相談支援センター 代表法人委託料	370,000		0	370,000	0	人件費及び事務費(ハートラインまつもと)	
人件費(代表法人分)				350,689	0		
事務費(代表法人分)				19,311	0		
内							
消耗品費				1,447	0	A4用紙 500枚(カウネット)事務用品他	
車両費				2,000	0	ガソリン代・車両費	
内							
通信運搬費				7,024	0	請求書・通知文送料・電話料金等	
手数料				7,590	0	委託費振込み手数料	
保守料				1,250	0	コピーカウンター料(250枚×2.5円)	
小 計	23,470,000	0	0	23,470,000	0		
事業費等支出							
基幹相談支援センター運営費	984,860	22,771		605,080	402,551		
内	30,000	22,771		8,659	44,112	備品購入費	
内	491,040			491,040	0	リース料	
内	396,000			66,000	330,000	公用車駐車場代	
内	33,000			0	33,000	仲介手数料	
内	34,820			39,381	-4,561	緊急電話	
人材育成に係る費用	200,000	156,057		130,768	225,289		
内	45,000	50,000			95,000	行動障害児者支援研修	
内	8,500				8,500	相談支援員フォローアップ研修	
内	44,200	50,000			94,200	児童支援研修	
内	40,000			13,300	26,700	ファシリテーター謝礼	
内	23,500	56,057			79,557	自立支援協議会研修等	
内	20,000			6,448	13,552	資料印刷代	
内	0			101,020	-101,020	映画研修	
内	0			10,000	-10,000	世話人等研修	
内	18,800				18,800	雑費(振込手数料・学習会茶菓子代)	
情報発信に係る費用	98,140			107,140	-9,000		
令和3年度繰越金	0		0	618,840	-618,840		
小 計	1,283,000	178,828	0	1,461,828	0		
支出合計	24,753,000	178,828	0	24,931,828	0		

令和3年度障害者相談支援事業 代表法人 決算見込書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

法人名： 社会福祉法人中信社会福祉協会

【収入の部】

単位：円

科 目	予 算	実 績	差 額	摘 要
相談支援事業委託料収入	43,500,000	43,500,000		松本圏域8市村
代表法人委託料	370,000	370,000		松本圏域8市村
法人会計より繰入		2,085,318	△ 2,085,318	委託料人件費超過分
収 入 合 計	43,870,000	45,955,318	△ 2,085,318	

【支出の部】

相談支援事業

単位：円

科 目	予 算	実 績	差 額	摘 要
再委託支出	38,100,000	38,100,000	0	(6法人×@5,400,000) + 3センター各所長100,000加算
人件費支出		6,893,937		中信社会福祉協会 (コーディネータ1人分)
事業費支出				
車両費		57,195		ガソリン代等
事務費支出	5,400,000		△ 2,085,318	
福利厚生費		15,040		健康診断等
通信運搬費		29,274		携帯電話等
土地建物賃借料		54,000		駐車場代
雑支出		376,052		総合相談支援センター-Wish事務費等
賃借料		55,440		公用車リース料
車両費		4,380		高速料金
支 出 小 計	43,500,000	45,585,318	△ 2,085,318	

代表法人

単位：円

科 目	予 算	実 績	差 額	摘 要
人件費支出	264,000	332,729	△ 68,729	
事業費支出				
車両費	48,000	9,790	38,210	ガソリン代等
事務費支出				
福利厚生費	0	0	0	健康診断等
事務消耗品費	20,000	5,039	14,961	
印刷製本費	5,000	0	5,000	
通信運搬費	7,000	7,927	△ 927	切手代等
手数料	21,000	10,560	10,440	委託費振り込み手数料
保守料	5,000	3,955	1,045	コピーカウンター料
支 出 小 計	370,000	370,000	0	

支 出 合 計	43,870,000	45,955,318	△ 2,085,318	
---------	------------	------------	-------------	--

令和3年度松本障害保健福祉圏域自立支援協議会事務局 決算見込書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

法人名：社会福祉法人中信社会福祉協会

【収入の部】

単位：円

科 目	予 算	実 績	差 額	摘 要
委託料収入	5,100,000	5,100,000		代表法人 ハートラインまつもとより
利息		2		
収 入 合 計	5,100,000	5,100,002	△ 2	

【支出の部】

単位：円

科 目	予 算	実 績	差 額	摘 要
人件費支出	4,775,000	4,935,176	△ 160,176	職員給与、賞与、退職給付、法定福利費等
事業費支出				
車両費	50,000	31,920	18,080	ガソリン代
事務費支出				
福利厚生費	0	22,150	△ 22,150	健康診断等
旅費交通費	10,000	0	10,000	
事務消耗品費	30,000	21,695	8,305	紙等
印刷製本費	55,000	0	55,000	封筒印刷
通信運搬費	125,000	56,505	68,495	プロバイダー、電話、切手等
手数料	15,000	11,940	3,060	振込手数料
保守料	0	11,594	△ 11,594	コピーカウンター
土地建物賃借料	40,000	7,000	33,000	梓川支所賃貸料
雑支出	0	2,022	△ 2,022	退職年金共済掛金
支 出 合 計	5,100,000	5,100,002	△ 2	

協議事項 3

令和4年度松本障害保健福祉圏域相談支援事業各総合相談支援センター事業計画 について

1 趣 旨

令和4年度松本障害保健福祉圏域相談支援事業各総合相談支援センターの事業計画について協議するものです。

2 事業計画

- (1) 障がい者総合相談支援センターあるふ (P **11** ~ P **13**)
- (2) 障がい者総合相談支援センターWish (P **14** ~ P **15**)
- (3) 障がい者総合相談支援センターボイス (P **16** ~ P **17**)

令和4年度 松本圏域障がい者総合相談支援センターあるぷ 事業計画（案）

1 基本方針

障害者等の福祉に関する課題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

2 事業目標

（1）障害者相談支援事業の実施

障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、必要な情報の提供及び助言、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のための必要な援助を行います。

当事者会や親の会等に参加・協力し、アウトリーチを積極的に行っていきます。

（2）相談支援の充実

計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援の推進のため、指定相談支援事業所のバックアップを実施します。

また、ケアマネジメント連絡会等の開催を通じて、市村、総合相談支援センター、指定相談支援事業者の連携強化やスキルアップを図り、相談支援の充実に努めます。

あわせて、担当エリア内の福祉サービス事業所等の連絡会の開催や参加を通じて、地域の支援力の向上に向けた取り組みを実施します。

（3）関係機関との連携強化

市村、保健・医療、教育、労働、福祉サービス提供事業者、当事者団体等と幅広いネットワークを構築し、情報の共有を図ります。また、その内容を地域協議会、圏域連絡会等にフィードバックし、利用者支援や社会資源の開発・改善に繋げるよう努めます。

3 実施事業の概要

（1）総合的・専門的な相談の実施

- ア 担当エリア（安曇野市・生坂村・筑北村・麻績村）における障がい者・児等の当事者や家族、関係者等からの相談窓口
- イ 障がい福祉サービスの利用支援（情報提供、相談等）
- ウ 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- エ 社会生活力を高めるための支援
- オ 権利擁護のために必要な支援
- カ 専門機関の紹介

（2）その他障がい者基幹相談支援センターと一体的に行っていく必要がある事業

4 その他の事業

(1) 長野県障がい児療育等支援事業

- ・療育支援事業（専門職による相談対応、指導）の実現に向けた取り組みを行います。
- ・児童発達支援、放課後等デイサービスの各事業所へのバックアップを行います。
- ・保護者向けの企画や研修、保育・教育関係者向けの研修の計画、実施をしていきます。
- ・各市村の保健、教育、福祉の関係機関および事業との連携の強化に取り組みます。
- ・親の会等との連携を図ります。

(2) 地域連携促進コーディネーター事業

- ・地域と障がい者就労施設の連携を深める地域連携促進コーディネーターを配置し、事業所の計画的な工賃アップの取り組みを支援します。
- ・共同受注等の強化支援として、民間専門技能等の活用を促進します。
- ・工賃向上計画策定と事業所間連携促進のため、工賃向上計画セミナー等の開催をします。
- ・障がい者の農業就労チャレンジ事業として、農業者と障がい者就労施設を結び付けて、就労の場の創出・拡大を図ります。

5 その他取り組み事業

(1) 企画事業

- (ア) 安曇野地域ケアマネジメント連絡会の定期的な開催（毎月開催）
- (イ) 安曇野市障がい児通所支援事業所連絡会の開催
- (ウ) 主に若年層を対象としたひきこもりの当事者・家族会の開催

(2) 連携事業

- (ア) 「安曇野市精神障がい者社会復帰施設等連絡会」への参加、協力
- (イ) 「地域で共に生きようフェスティバル実行委員会」への参加、協力
- (ウ) 「中信地区グループホーム世話人研修会・実行委員会」への協力
- (エ) 「高次脳機能障害 グループワーク ピンポ～ンの会」への参加、協力
- (オ) 「Mash Up 松本大北圏域就労移行支援事業所連絡会」への参加、協力
- (カ) 「安曇養護学校評議員会」への参加、協力
- (キ) 「特別支援教育コーディネーター連絡会」への参加、協力
- (ク) 「特別支援学校拡大連絡会」への参加、協力
- (ケ) 「安曇野市不登校対策推進チーム連絡会」への参加、協力
- (コ) 当事者会・親の会などへの参加、協力
- (サ) 日中活動の場や居場所・仲間作りの場などについて関係機関と連携し検討を図る
- (シ) 関係団体等が実施する研修会やセミナーの参加、協力
- (ス) 圏域全体で実施する事業所連絡会への参加、協力

(3) 会議等

(ア) スタッフ会議

(イ) 事例検討会

(ウ) 筑北三村連絡会

(エ) 安曇野市と総合相談支援センターとの連絡会

(オ) センター等連絡会

(カ) 地域協議会

令和4年度 松本圏域障がい者総合相談支援センターWish (案)

1. 基本方針

- ・障害者等からの相談に応じ、情報の提供及び助言、権利擁護のための支援、その他、必要な支援を行います。
- ・障害者等の福祉に関する課題を関係機関と協働して取り組みます。
- ・県委託職員（療育コーディネーター）配置のメリットを生かし、こどもから大人まで切れ目なくつなぐ支援を行います。

2. 事業目標

(1) 障害者相談支援事業の実施

- ・障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、必要な情報の提供及び助言、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のための必要な援助を行います。
- ・当事者会や親の会等に参加・協力し、アウトリーチを積極的に行っていきます。

(2) 関係機関との連携強化

- ・市村、保健、医療、教育、労働、福祉サービス提供事業者、当事者団体等と幅広いネットワークを構築し、情報の共有を図ります。またその内容を自立支援協議会にフィードバックし、利用者支援や社会資源の開発・改善に繋げるよう努めます。

(3) 令和5年度総合相談支援体制を整理・検討

- ・松本市と連携し、令和5年度の総合相談支援体制にむけての準備に取り組みます。
- ・ケースの整理（松本市ケースと、他市村ケース、療育ケース）
- ・当事者および関係機関への事前周知
- ・基幹相談支援センターとの業務の整理・参加会議等の整理、ケース整理
(※基幹相談支援センターの事業内容の決定済みが前提となる項目)
- ・本人活動支援事業の整理

3 実施事業の概要

(1) 総合的・専門的な相談の実施

ア 担当エリア（松本市）における住民（障がい者・児等の当事者や家族、関係者等）からの相談窓口

- イ 障がい福祉サービスの利用支援（情報提供、相談等）
- ウ 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- エ 社会生活力を高めるための支援
- オ 権利擁護のために必要な支援
- カ 専門機関の紹介

(2) その他障がい者基幹相談支援センターと一体的に行っていく必要がある事業

- ・松本市ケアマネジメント連絡会、センター等連絡会などへの協力
- ・事業所からの相談等のつなぎ、及び連携

(※基幹相談支援センターの事業内容の決定済みが前提となる項目)

- ・自立支援協議会への参画

4. その他の事業

長野県障がい児等療育支援事業

- ・療育支援事業（外部専門家への委託）の充実に向けた取り組みを行います。
- ・特別支援教育コーディネーターの先生方との連携を密に支援体制を整えます。
- ・児童発達支援、放課後等デイサービスの各事業所へのバックアップを行います。
- ・保護者向けの企画や研修、保育・教育関係者向けの研修の計画、実施をして行きます。
- ・各市村の保健、教育、福祉の関係機関および事業との連携の強化に取り組みます。
- ・親の会等との連携を図ります。

5. 企画事業・その他の取り組み

(1) 企画事業

- ・松本市障害者本人活動支援事業
りんご会の開催（年6回程度）
余暇関連情報はっぴいペーパーの発行（年12回）
- ・長野県障がい児等療育支援事業
たんぼぼ親の会（年10回程度）

(2) その他の取り組み

- ・スタッフ間での情報共有、協議の場として月一回のスタッフ会議を実施します。
- ・センター内の質の向上として、スタッフ研修（ケアマネジメント・事例検討・専門的学習の共有・グループスーパービジョン）を行います。
- ・個別相談の中から共通する課題を地域の課題として整理できるよう意識をしながら取り組みます。

※下線部について

3月4日現在、協議中であり、今後協議の内容によっては変更もありうるものとする。

令和4年度 松本圏域障がい者総合相談支援センターボイス 事業計画（案）

1 基本方針

障害者等の福祉に関する課題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

2 事業目標

（1）障害者相談支援事業の実施

障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、必要な情報の提供及び助言、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のための必要な援助を行います。

当事者会や親の会等に参加・協力し、アウトリーチを積極的に行っていきます。

（2）相談支援体制の充実

計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援の推進のため、指定相談支援事業者のバックアップを実施します。

また、ケアマネジメント連絡会等の開催を通じて、市村、総合相談支援センター、指定相談支援事業者のスキルアップや連携強化を図り、相談支援体制の整備に努めます。

あわせて、担当エリア内の福祉サービス事業所等の連絡会の開催や参加を通じて、地域の支援力の向上に向けた取り組みを実施します。

（3）関係機関との連携強化

市村、保健・医療、教育、労働、福祉サービス提供事業者、当事者団体等と幅広いネットワークを構築し、情報の共有を図ります。また、その内容を地域協議会、圏域連絡会等にフィードバックし、利用者支援や社会資源の開発・改善に繋げるよう努めます。

3 実施事業の概要

（1）総合的・専門的な相談支援の実施

- ア 担当エリア（塩尻市・山形村・朝日村）における障がい者・児等の当事者や家族、関係者等からの相談窓口
- イ 障がい福祉サービスの利用支援（情報提供、相談等）
- ウ 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- エ 社会生活力を高めるための支援
- オ 権利擁護のために必要な支援
- カ 専門機関の紹介

（2）その他障がい者基幹相談支援センターと一体となって行っていく必要のある事業

4 その他取り組み事業

(1) 企画事業

- ① 塩尻地域ケアマネジメント連絡会の定期的な開催（毎月 開催予定）
- ② 塩尻地域グループホーム連絡会の定期的開催（2～3か月に1回開催予定）
- ③ 塩尻地域居宅介護事業所連絡会の開催（年2～3回 開催予定）
- ④ 塩尻市療育ネットワーク会議の開催（年4回 開催予定）

※ ④については令和3年度まで開催されていた塩尻市内の関係者連絡会を、塩尻市・朝日村・山形村の関係者を交えたものとして、拡大していく方向で検討する。

(2) 連携事業

- ① 「塩尻市元気っ子応援事業」への協力
- ② 「高次脳機能障害 グループワーク ピンポ～ンの会」への参加、協力
- ③ 「Mash Up 松本大北圏域就労移行支援事業所連絡会」への参加、協力
- ④ 「塩尻市内就労継続支援B型事業所連絡会」への参加、協力
- ⑤ 「塩尻市児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所連絡会」への参加、協力
- ⑥ 「中信地区グループホーム世話人研修会・実行委員会」への協力
- ⑦ 当事者会・親の会などへの参加、協力
- ⑧ 日中活動の場や居場所・仲間作りの場などについて関係機関と連携し検討を図る
- ⑨ 関係団体等が実施する研修会やセミナーの参加、協力
- ⑩ 圏域全体で実施する事業所連絡会への参加、協力

※ ④、⑤については令和3年度まで開催されていた塩尻市内の関係者連絡会を、塩尻市・朝日村・山形村の関係者を交えたものとして、拡大していく方向で検討する。

(3) 会議等

- ① スタッフ会議
- ② 事例検討会
- ③ 塩尻市、朝日村、山形村と総合相談支援センターとの連絡会
- ④ センター連絡会
- ⑤ 地域協議会、圏域連絡会に関わる会議

協議事項 4

要綱の改正について

1 趣旨

令和4年度からの松本障害保健福祉圏域自立支援協議会及び相談支援体制の変更に伴い要綱の改正について協議するものです。

2 改正理由

- (1) 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会の廃止によるもの
- (2) 松本圏域障がい者基幹相談支援センター事業の廃止によるもの

3 改正が必要な要綱

- (1) 松本障害保健福祉圏域障害者相談支援事業要綱
- (2) 松本障害保健福祉圏域障がい者総合相談支援センター事業実施要綱
- (3) ひとり暮らし体験事業実施要綱
- (4) 緊急時短期入所空床確保事業実施要綱

4 改正内容 別紙 (P **19** ~ P **27**)

5 改正日

令和4年4月1日

松本障害保健福祉圏域障害者相談支援事業実施要綱	松本障害保健福祉圏域障害者相談支援事業実施要綱
<p>(目的)</p> <p>第1条 この事業は、松本障害保健福祉圏域内の市村（松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村及び筑北村。以下「構成市村」という。）が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障がい者及び障がい児（以下「障がい者（児）」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、地域の障がい者（児）の保護者又は障がい者（児）の保護者又は障がい者（児）の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省で定める便宜を供与するとともに、障がい者（児）に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者（児）の権利の擁護のために必要な援助を行うことを目的とする。</p>	<p>令和4年4月1日 改正</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この事業は、松本障害保健福祉圏域内の市村（松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村及び筑北村。以下「構成市村」という。）が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障がい者及び障がい児（以下「障がい者（児）」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、地域の障がい者（児）の保護者又は障がい者（児）の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省で定める便宜を供与するとともに、障がい者（児）に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者（児）の権利の擁護のために必要な援助を行うことを目的とする。</p>

<p>(業務の委託)</p> <p>第2条 構成市村は、この事業の実施に当たり、指定相談支援事業を実施する社会福祉法人等に事業を委託することができるものとする。この場合に締結する委託契約は、構成市村とこの事業を受託する社会福祉法人等の代表（以下「代表法人」という。）との間で、「<u>松本障害保健福祉圏域障害者相談支援事業委託契約書</u>」、また基幹相談支援センター事業の委託契約は、「<u>松本障害保健福祉圏域基幹相談支援センター事業契約書</u>」によるものとする。</p>	<p>(業務の委託)</p> <p>第2条 構成市村は、この事業の実施に当たり、指定相談支援事業を実施する社会福祉法人等に事業を委託することができるものとする。この場合に締結する委託契約は、構成市村とこの事業を受託する社会福祉法人等の代表（以下「代表法人」という。）との間で、「<u>松本障害保健福祉圏域障害者相談支援事業委託契約書</u>」によるものとする。</p>
<p>(委託内容)</p> <p>第3条 障害者総合支援法第77条に基づく「地域生活支援事業実施要綱」（平成18年8月1日障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する相談支援事業に関する業務を行う。</p> <p>また、相談支援事業のうち、<u>障がい者総合相談支援センターは障害者相談支援事業（一般的な相談支援）に関する業務を行い、障がい者基幹相談支援センターは基幹相談支援センター等機能強化事業に関する業務を行う。</u></p>	<p>(委託内容)</p> <p>第3条 障害者総合支援法第77条に基づく「地域生活支援事業実施要綱」（平成18年8月1日障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する相談支援事業に関する業務を行う。</p> <p>また、相談支援事業のうち、<u>障がい者総合相談支援センターは障害者相談支援事業（一般的な相談支援）に関する業務を行う。</u></p>
<p>2 障がい者基幹相談支援センターを松本市に設置し、障がい者総合相談支援センターを松本市、安曇野市、塩尻市に各1カ所設置する。</p> <p>障害者総合相談支援センターを置く施設については、構成職員の内</p>	<p>2 障害者総合相談支援センターを置く施設については、この事業を受託する社会福祉法人等が、<u>構成市村と協議のうえ決定する。</u></p> <p>障害者総合相談支援センターを置く施設については、構成職員の内</p>

<p>出身法人及び代表法人が、構成市村と協議のうえ決定する。</p> <p>3 なお、各センターの具体的な業務内容については、別途「<u>松本障害保健福祉圏域障がい者総合相談支援センター実施要綱</u>」及び「<u>松本障害保健福祉圏域障がい者基幹相談支援センター実施要綱</u>」に定める。</p> <p>4 (1)～(2) 略</p> <p>(留意事項)</p> <p>第4条 受託法人等は以下に留意する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 配置している職員は、障がい者基幹相談支援センター並びに障がい者総合相談支援センターについて、各センターの運営規定を用いて、各センター長の指示命令系統、職員の勤務形態等を明確にするよう努めるものとする。</p>	<p>出身法人及び代表法人が、構成市村と協議のうえ決定する。</p> <p>3 なお、各センターの具体的な業務内容については、別途「<u>松本障害保健福祉圏域障がい者総合相談支援センター実施要綱</u>」に定める。</p> <p>4 (1)～(2) 略</p> <p>(留意事項)</p> <p>第4条 受託法人等は以下に留意する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 配置している職員は、障がい者総合相談支援センターについて、各センターの規定を用いて、各センター長の指示命令系統、職員の勤務形態等を明確にするよう努めるものとする。</p>
--	--

松本障害保健福祉圏域障がい者総合相談支援センター事業実施要綱 新旧対照表

<p>松本障害保健福祉圏域障がい者総合相談支援センター事業実施要綱</p> <p>第1条 ～ 第9条 略</p> <p>第10条 各センターは3カ月ごとの実績報告書及び、年間の実績報告書を<u>構成市村及び松本障害保健福祉圏域自立支援協議会（以下「協議会」という。）</u>に報告するものとする。</p> <p>(委託料)</p> <p>第11条 事業の委託料については、<u>協議会及び構成市村</u>で協議し、別に定める。</p> <p>(評価)</p> <p>第12条 各センターは、必要があると認められた場合に、事業に関する<u>運営評価を受けなければならない</u>。なお、<u>評価は協議会に置いている評価委員が行うものとし、実施後受託法人の実績・運営評価を協議会に報告する。</u></p>	<p>松本障害保健福祉圏域障がい者総合相談支援センター事業実施要綱</p> <p>令和4年4月1日 改正</p> <p>第1条 ～ 第9条 略</p> <p>第10条 各センターは3カ月ごとの実績報告書及び、年間の実績報告書を<u>構成市村</u>に報告するものとする。</p> <p>(委託料)</p> <p>第11条 事業の委託料については、<u>構成市村</u>で協議し、別に定める。</p> <p>(評価)</p> <p>第12条 各センターは、必要があると認められた場合に、事業に関する<u>運営評価を受けなければならない。</u></p>
--	---

緊急時短期入所空床確保事業実施要綱 新旧対照表

緊急時短期入所空床確保事業実施要綱	緊急時短期入所空床確保事業実施要綱
令和4年4月1日 改正	令和4年4月1日 改正
第1条 略	第1条 略
第2条	第2条
2 (1) <u>介護者又は同居する者の疾病、事故及び葬祭</u>	2 (1) <u>介護者又は同居する者の疾病（但し新型コロナウイルス感染症を除く）、事故及び葬祭</u>
第3条 略	第3条 略
(業務の委託)	(業務の委託)
第4条 構成市村は、この事業を障害者総合支援法第5条第8項に定められた短期入所事業を実施している <u>社会福祉法人等（以下「受託事業所」という。）</u> に事業の一部を受託できるものとする。	第4条 構成市村は、障害者総合支援法第5条第8項に定められた短期入所事業を実施している <u>社会福祉法人等（以下「受託事業所」という。）</u> 及び構成市村が単独または共同で設置する <u>基幹相談支援センター（以下「基幹センター」という。）</u> に事業の一部を委託できるものとする。
(業務内容)	(業務内容)
第5条 1～2、4 略	第5条 1～2、4 略
3 松本障害保健福祉圏域基幹相談支援センター（以下「基幹セン	3 構成市村は、緊急時短期入所受託事業所年間スケジュール（以

<p>ター」という。) <u>構成市村は、緊急時短期入所受託事業所年間スケジュール</u> (以下「年間スケジュール」という。) を作成する。</p> <p>(申請)</p> <p>第6条 事業を受けようとする者は、<u>原則として利用までに緊急時短期入所利用申請書</u> (以下「申請書」という。) を構成市村に提出しなければならぬ。</p> <p>2 申請を受けた<u>基幹センター</u>は、速やかに連絡をとり、調整及び支援にあたるものとする。</p> <p>第7条～第8条 略</p> <p>(苦情解決)</p> <p>第9条 <u>構成市村及び基幹センターは、事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>(報告書の提出)</p> <p>第10条 受託事業所及び基幹センターは、実績を<u>構成市村及び松本障害保健福祉圏域自立支援協議会</u> (以下「協議会」という。) に報告するものとする。</p>	<p>下「年間スケジュール」という。) を作成する。</p> <p>(申請)</p> <p>第6条 事業を受けようとする者は、<u>原則として利用までに緊急時短期入所利用申請書</u> (以下「申請書」という。) 及び<u>問診票</u>を構成市村に提出しなければならぬ。</p> <p>2 申請を受けた<u>構成市村</u>は、速やかに連絡をとり、調整及び支援にあたるものとする。</p> <p>第7条～第8条 略</p> <p>(苦情解決)</p> <p>第9条 <u>構成市村は、事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>(報告書の提出)</p> <p>第10条 受託事業所及び基幹センターは、実績を<u>構成市村</u>に報告するものとする。</p>
---	--

<p>(委託料)</p> <p>第11条 事業の委託料については、<u>構成市村及び協議会</u>で協議し、別に定める。</p> <p>(構成市村の責任)</p> <p>第12条 構成市村は、実施主体として受託事業所と緊密な連携を図り、事業の円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>2 構成市村は、受託事業所に対し、事業の実施状況について必要に応じて調査を行うものとし、調査の結果、業務を十分に行うことができないと認められるときは、事業の委託を取り消すことができるものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第13条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は<u>構成市村及び協議会</u>が協議し、別に定めることができる。</p>	<p>(委託料)</p> <p>第11条 事業の委託料については、<u>構成市村</u>で協議し、別に定める。</p> <p>(構成市村の責任)</p> <p>第12条 構成市村は、実施主体として受託事業所と緊密な連携を図り、事業の円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>2 構成市村は、受託事業所に対し、事業の実施状況について必要に応じて調査を行うものとし、調査の結果、業務を十分に行うことができないと認められるときは、事業の委託を取り消すことができるものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第13条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は<u>構成市村</u>が協議し、別に定めることができる。</p>
---	---

ひとり暮らし体験事業実施要綱 新旧対照表

ひとり暮らし体験事業実施要綱	ひとり暮らし体験事業実施要綱
第1条～第3条 略	第1条～第3条 略
(業務の委託)	(業務の委託)
第4条 構成市村は、 <u>障害福祉サービス事業を実施する社会福祉法人等</u> （以下「 <u>受託事業所</u> 」という。）に事業の一部を委託できるとする。	第4条 構成市村は、 <u>障害福祉サービス事業を実施する社会福祉法人等</u> （以下「 <u>受託事業所</u> 」という。）及び <u>構成市村が単独または共同で設置する基幹相談支援センター</u> （以下「 <u>基幹センター</u> 」という。）に事業の一部を委託できるものとする。
第5条 略	第5条 略
(個人情報の保護)	(個人情報の保護)
第6条 <u>受託事業所及び松本圏域障がい者基幹相談支援センター</u> （以下「 <u>基幹センター</u> 」という。）は、 <u>職務上知り得た障がい者等の個人情報</u> を保護するため、必要な措置を講じなければならない。	第6条 <u>受託事業所は、職務上知り得た障がい者等の個人情報</u> を保護するため、必要な措置を講じなければならない。
第7条 略	第7条 略

令和4年4月1日 改正

<p>(報告書の提出)</p> <p>第 8 条 受託事業所及び基幹センターは、実績を<u>構成市村及び松本障害保健福祉圏域自立支援協議会</u>（以下「協議会」という。）に報告するものとする。</p> <p>第 9 条～第 10 条 略</p> <p>(補則)</p> <p>第 11 条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は<u>構成市村及び協議会</u>が協議し、別に定めることができる。</p>	<p>(報告書の提出)</p> <p>第 8 条 受託事業所及び基幹センターは、実績を<u>構成市村</u>に報告するものとする。</p> <p>第 9 条～第 10 条 略</p> <p>(補則)</p> <p>第 11 条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は<u>構成市村及び受託事業所</u>が協議し、別に定めることができる。</p>
---	---

報告事項 1

令和3年度後期分 基幹相談支援センター及び障がい者総合相談支援センター 巡回評価実施結果について

1 趣 旨

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会設置要綱第9条において、「委託相談支援事業者の実績及び運営評価を実施し協議会に報告する」と定められている為、報告をするものです。

本来であれば翌年度6月に実施及び報告を行っていましたが、自立支援協議会の廃止に伴い、今年度中に実施及び報告を行うことになりました。

2 評価対象及び評価員

相談支援センター	評価日	評価機関
基幹相談支援センター	令和4年2月28日	松本保健福祉事務所福祉課 塩尻市福祉課 筑北村住民福祉課
総合相談支援センターあるぷ	令和4年2月25日	安曇野市福祉課 生坂村健康福祉課
総合相談支援センターWish	令和4年2月17日	松本市障害福祉課 麻績村住民課
総合相談支援センターボイス	令和4年3月2日	塩尻市福祉課 朝日村住民福祉課

3 評価期間

令和3年10月から令和4年2月まで

4 評価結果

別紙のとおり (P **30** ~ P **39**)

5 今後の巡回評価について

令和4年度以降の障がい者総合相談支援センター巡回評価については、障がい者総合相談支援センターあるぷは、安曇野市と筑北村、障がい者総合相談支援センターWishは、松本市と朝日村、障がい者総合相談支援センターボイスは、塩尻市と山形村の評価委員で実施をします。基幹相談支援センター巡回評価については、各市村で検討をします。

令和4年度以降の巡回評価実施結果は圏域行政連絡会で報告をします。市村が設置する各自立支援協議会への報告は、圏域行政連絡会を構成する市村が行います。

令和3年度後期 巡回評価 松本圏域障がい者基幹相談支援センター

■実施日 令和4年2月28日(月) 14:30~15:30
 ■実施者 塩尻市福祉課 係長 大村 一
 ■実施者 筑北村民福祉課 係長 羽 圭司
 ■実施者 松本保健福祉事務所福祉課 福祉係長 飯島 恵子

■場所 松本圏域障がい者基幹相談支援センター
 ■対応者 所長 大森 将嘉
 ■対応者 機能強化コーディネーター 東條 知子
 ■対応者 機能強化コーディネーター 紅林 奈美夫
 ■対応者 機能強化コーディネーター 海老原 晴香

評価欄の記入 [○ 実施できた △ 実施したが、課題が多い × 実施できなかった]

取組内容

1. 相談支援体制の充実に向けた協議	評価	次年度
協議会相談支援体制プロジェクトへの参加	○	

評価	備考
○	協議会相談支援体制プロジェクトには全職員がメンバーとなり、地域自立支援協議会プロジェクトとも連動し、協議を進める立場として参画している。

2. 医療的ケアのある方の支援の充実	評価	次年度
(1) 重症心身障害児者利用事業所連絡会の開催	×	
(2) 重症心身障害児者利用事業所見学会兼共生型サービス説明会の実施	×	

評価	備考
×	実施要領や案内文を作成したが、コロナ感染拡大の状況から開催に至らなかった。
×	実施要領や案内文を作成したが、コロナ感染拡大の状況から開催に至らなかった。 なお、今年度準備した案内文などのデータ等は、各市村の基幹センターに引き継がれる。

3. 行動障害のある方への支援の充実	評価	次年度
(1) 事例検討会 web開催	○	
(2) 映画上映会・シンポジウム 小規模実施	○	

評価	備考
○	計画通り実施できている。 参集者に加えWeb参加を同時に行い、感染症対策に配慮しながら、より多くの構成員の参加につなげることができた。
○	R4.3.6 web開催する予定(巡回評価時点)であることを確認した。

4. 地域生活拠点等の機能の充実	評価	次年度
(1) 緊急時対応台帳の整備	△	
(2) ひとり暮らし体験事業	○	

評価	備考
△	<ul style="list-style-type: none"> 台帳整備 台帳整備済1市、未整備2市1村、該当なし4村。 未整備2市の内1市は、3月中に台帳登録対象者へ通知する予定。 市村ごと進捗にばらつきはあるものの、着実に進めている。 緊急電話対応 体制が整わないため未実施。
○	基幹センターは、コーディネート業務を担当している。 今年度はスタッフ体制に限られた中で、3市は行政がコーディネートを行い、5市のコーディネートは基幹センターで実施できている。 市において利用者あり。また、村においては、見学者はあったが、利用に至らなかった。

5. 圏域事業所連絡会の開催	評価	次年度
(1) 退院支援関係機関連絡会の開催	×	
(2) 居住支援関係機関連絡会の開催	×	
(3) 児童養護施設との連絡会の開催	×	

評価	備考
×	新型コロナウイルス感染症の感染状況から、参集しての開催が難しかった。個別対応し、課題の集約は実施できた。
×	新型コロナウイルス感染症の感染状況から、参集しての開催が難しかった。個別対応し、課題の集約は実施できた。
×	新型コロナウイルス感染症の感染状況から、参集しての開催が難しかった。個別対応し、課題の集約は実施できた。

6. エリア毎の連絡会の開催	評価	次年度
(1) 行政との連絡会	△	
(2) 事業所連絡会	○	

評価	備考
○	行政との連絡会を実施し連携を図っている。
○	計画的に開催することができた。

7. 協議会運営	評価	次年度
(1) 協議会の運営	○	
(2) ホームページの更新	○	

評価	備考
○	本会、幹事会、部会及びプロジェクトの運営を行い、基幹スタッフとも情報共有を図っている。
○	協議会議事録等の更新に努めている。

【後期の所見と来年度への課題】

前期に引き続き、人員が限られている中で事業計画に基づき活動を行ってきた。前期に取り組みなかった企画については、オンライン開催を含めて、取り組みを行った。松本市ケアマネジメント連絡会は、主任相談支援専門員や行政の皆さんと連携し開催。映画「道草」上映会は、びあねっとまつもとや自立支援協議会強度行動障害児者支援検討プロジェクトなどとの協働により、開催に向けて取り組んでいる。相談支援専門員初任・現任者研修においても、地域での演習に協力し、人材育成や相談支援専門員の皆さんとの連携に活かす取り組みになった。

来年度からの相談支援の体制に向けて、相談支援体制検討プロジェクトや地域協議会検討プロジェクトを通じて、関係者と協議を重ねることが出来た。この2年間の基幹センターの取り組みは、職員体制が整わない中で十分なものではなかったかもしれないが、基幹センターの役割を整理し、関係者に発信できるものになったと思う。

【次年度への引継ぎ事項】

- 『令和3年度 取り組み内容』1～7については各地域協議会の実情に合わせて、引き続き検討をお願いしたい。
- ボイスエリアにおいては、総合相談支援センターのコーディネーターと連携し、基幹センターの役割である人材育成や地域づくりにつながる活動を行った。その中で特に圏域として検討が必要と思われる課題として、地域生活拠点等整備事業としてのショートステイの体験事業を挙げておきたい。緊急時のショートステイを家族ご本人が安心して利用できるために、普段からのショートステイの体験利用の必要性を事例から感じたところである。
- あるびエリアにおいては、総合相談支援センターのコーディネーターと連携し、安曇野地域ケアマネジメント連絡会や筑北三村連絡会にて事例検討や課題の共有を行ってきた。ケアマネ連絡会では、居住に関する課題の意見交換ができ、身寄りや保証人のいない方の支援体制について学習会等も検討できれば良いかと感じた。筑北三村連絡会も次年度も継続の方向がある。
- 来年度は、各地域協議会での情報共有や課題抽出・課題検討などが行われるが、各地域だけでは解決できない事や情報共有が必要なことが出てくると思うので、基幹センターの連絡会が定期的に開催されることを期待したい。この連絡会には、必要に応じ各市村担当者にも出席いただき、圏域行政連絡会と連携する事項などの整理が行われ、圏域行政連絡会がより各地域の実情を把握しながらの協議検討の場となっていくことを望みます。

来年度からの相談支援の体制に向けて、相談支援体制検討プロジェクトや地域自立支援協議会検討プロジェクトを通じて、関係者と協議を重ねることで、基幹相談支援センターとしての役割を担った。

この2年間、職員体制が整わない中ではあったが、創意工夫しながら、地域の課題解決に向けた具体的取り組み、社会資源活用のお機会の提供等を通して、関係者へ各種情報を提供することで、基幹相談支援センターの役割を果たすことができた。

「2年間蓄積された取り組み」のノウハウ、データ等は、各市村へ引き継がれるので、各協議会の実情に合わせ活用されることを期待します。

令和3年度後期 巡回評価 松本圏域障がい者総合相談支援センターあるぷ

■実施日 令和4年2月25日(金) ■コロナウイルス感染症予防の為、事前に頂いた評価シートをもとに、評価委員が電話で
 ■実施者 安曇野市福祉課 係長 田崎 由佳理 評価を行いました。
 ■実施者 生坂村健康福祉課 係長 那須 美穂子 ■対応者 所長 寺嶋 康一

評価欄の記入 [実施できた 実施したが、課題が多い 実施できなかった]
 後期欄の記入 [次年度、優先的に取り組む必要がある事項に◎をつける]

1. 基本方針

障害者等の福祉に関する課題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。

2. 事業目標	評価	次年度
(1) 障害者相談支援事業の実施		
・障害者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、必要な情報の提供及び助言、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のための必要な援助を行います。	○	
・当事者会や親の会等に参加・協力し、アウトリーチを積極的に行っています。	×	◎
・エンパワメント、ストレングスに基づいた基本相談を実施し、チーム作りを行います。	○	
(2) 相談支援体制の充実		
・計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援の推進のため、指定相談支援事業所のサービス等利用計画作成及びモニタリングのバックアップを実施します。	○	
・ケアマネジメント連絡会等の開催を通じて、市村、総合相談支援センター、指定相談支援事業所のスキルアップや連携強化を図り、松本圏域の相談支援体制の整備に努めます。	○	
(3) 関係機関との連携強化		
市村、保健・医療、教育、労働、福祉サービス提供事業者、当事者団体等と幅広いネットワークを構築し、情報の共有を図ります。またその内容を自立支援協議会にフィードバックし、利用者支援や社会資源の開発・改善に繋げるよう努めます。	○	◎

評価	
○	多岐に渡る相談に対応しており、専門性を要するものは関係機関と連携を図り支援を行っている。8050及び9060、虐待防止についても関係機関と連携した対応が出来ている。 障がいサービス未利用者の相談は家族からの相談が増加傾向にあり、ひきこもり支援の面でも対応することが出来ている。
×	感染防止の為会合への参加は行えなかったが、必要に応じ関係機関との情報共有を行っている。 若年層の不登校・ひきこもりの家族会も感染症拡大のため来年度に延期することとなったため、次年度の開催に向けて調整を行っている。
○	相談者の自己決定支援を中心に基本相談が行われている。 多様化・複雑化する相談に対し、チーム支援を行うことが出来ている。
○	集中モニタリング会議への参加や期間更新時の事業所調整等を通じて相談支援専門員の資質向上に寄与している。 関係機関と情報共有を行い、バックアップ体制を構築することが出来ている。
○	安曇野地域ケアマネジメント連絡会に月1回参加し、相談支援専門員への助言等を行いスキルアップを図ることが出来ている。 総合相談支援事業所によるセンター連絡会を2ヶ月に1回行い、圏域での課題を把握すること等により相談支援体制の強化に努めている。
○	既存のネットワークを通じて支援の中心的役割を担うことが出来ている。 更なる幅広いネットワークの構築に向けて、行政機関や基幹相談支援センターとの役割分担の検討を進めている。 感染症拡大時には電話対応が中心となるも、関係機関と連携を密に行い本人支援を滞りなく行うことが出来ている。 自立支援協議会の体制変更に伴う総合相談センターの役割について、今後検討を進めることとしている。

3 コーディネーター事業	評価	次年度
・基本相談(初期相談)及び継続相談、困難ケースの支援を実施します	○	
・サービス等利用計画作成の対象外となる方の支援における中心的役割を担います。	○	◎
・必要に応じ計画相談業務における後方支援を行います。	○	

評価	
○	所長兼コーディネーター1名、コーディネーター1名の体制で支援を行うことが出来ている。
○	関係機関との連携において中心的役割を果たすことが出来ている。 困難ケースの増加や対応の長期化の傾向があるが、基幹相談支援センターと連携を密にして支援を行うことが出来ている。
○	困難ケースを中心に関係者間の調整を行い、計画相談作成業務の後方支援を行うことが出来ている。

4 重点的取り組み	評価	次年度
・センター内の質の向上として、スタッフ研修等(ケアマネジメント・事例検討・専門的学習の共有・グループスーパービジョン)の体制強化を行います。	○	
・個別相談の中から共通する課題を地域の課題として整理できるような愚議をしながら取り組みます。	○	
・地域生活拠点整備とあわせ、今後の松本圏域における相談支援体制の構築に向けた取り組みを、関係機関とともに行っていきます。	○	

評価	
○	事例検討会やスタッフ会議を月1回開催し、スキル向上や研修会出席後の知識の共有を図り、体制強化を行うことが出来ている。 また圏域担当の県発達障害者サポートマネージャに月1回来所いただき、専門的な学習等を行うことで事業の充実に向けて取り組むことが出来ている。
○	3ヶ月に1回個別相談の整理・分析を行い、共通する課題を協議会へ報告し圏域の課題とすることが出来ている。
○	地域生活支援拠点等事業が開始後も一部未実施となっており、事業の検討と合わせて、基幹相談支援センター及び行政機関と役割の明確化に向けて検討する予定となっている。

5 その他の事業	評価	次年度
(1) 長野県障がい児等療育支援事業		
・療育支援事業の充実に向けた取り組みを行います。	○	
・特別支援教育コーディネーターの先生方との連携を密に支援体制を整えます。	△	
・児童発達支援、放課後等サービスの各事業所へのバックアップを行います。	△	◎
・保護者向け、保育・教育関係者向けの研修の計画、実施をしていきます。	○	
・各市村の保健、教育、福祉の関係機関および事業との連携の強化に取り組みます。	○	
・親の会との連携を図ります。	△	
(2) 長野県工賃アップのための福祉就労強化事業		
・事業所が県目標工賃に向かう取り組みを支援します。	○	
・共同受注・共同販売の強化支援し、地域工賃アップ促進を図ります。	○	◎
・工賃向上策定検証と事業所間連携促進のため、セミナー等を開催します。	○	
・農業者と障がい者就労施設を付けて、就労の場の創出・拡大を図ります。	○	
6 各センター企画事業		
・児童事業所連絡会を立ち上げ定期的に事業所連絡会を行っていきます。	○	

【後期の所見と次年度への課題】

<p><事業計画></p> <p>相談支援事業の実施、概費としては、障害福祉サービス利用、就労、居住支援、退院支援、生活困窮、居場所支援、家族支援等多岐に渡り、複雑化している。コーディネーター事業として、基本相談を中心に、サービス等利用計画作成対象外となる方の相談、困難ケースを中心に支援継続を行っている。障がい特性や、自己認知、家族の理解や、医療機関との繋がりが無い方等、丁寧な関わりを持ちながらもケース相談としては長期化している。後期もそうであったが、次年度についても基幹相談支援センターと一体的に行っていく事業として捉え、各関係機関を踏まえ役割の明確化を行い、相談継続していく。相談支援事業所への後方支援については、困難ケース、計画相談専門員、行政と状況把握を行いながら、モニタリング会議等へ参加している。次年度についても同様な対応を検討している。</p> <p>重点的取り組みとして、個別相談に対する専門性の強化、個別相談・個別ケースから見い出される地域課題の整理の検討を行っている。個別相談に対する専門性の強化に関しては所内における事例検討会の実施、研修等への参加、情報共有を行っている。地域課題の解決、次年度体制に向けて、筑北三村連絡会の開催を継続している。次年度については、地域協議会を中心にエリア毎での協議の場として、地域間での連携強化、役割の明確化を踏まえ、安曇野市と総合相談との連絡会の開催、協議の場を検討していきたい。</p> <p><障がい児等療育支援事業></p> <p>巡回相談から通所支援事業所へ早急に繋がるケースは少なく、医療に繋がる必要がある児童が大変多く確認された。診断はないものの発達特性に合った配慮が必要な就学前の児童は、事業所対象となった約200人の内100人以上にのぼる。子ども支援課や子ども発達支援相談室、福祉課と連携し取り組んでいる。</p> <p>個別の相談では、放課後等サービスの利用希望が多いものの希望通りに利用出来る家庭はほとんどなかった。障がい児通所支援事業所連絡会は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく十分に開催、連携等できなかったため次年度に向けての重点的取り組みとした。</p> <p><工賃アップのための福祉就労強化事業></p> <p>県目標工賃に向けて民生事業に関する周知(説明会)が浸透し各事業所が積極的に取り組む事が出来、工賃アップに繋げる事が出来た。</p> <p>共同受注に関しては、コロナ禍で利用者さんの自宅待機があり、県・市の入札は、各事業所の進捗状況を把握しながら行った。</p>
--

	評価
○	前年に引き続き、関係機関からの相談に対し優先度を加味して調整や対応を行っている。外部専門家と協働して巡回相談を行う療育支援事業の充実に向けて取り組むことが出来ている。
△	特別支援学校や通信制高校の特別支援教育コーディネーターとの情報共有、個別相談を主に、連携強化支援体制を構築することが出来ている。特別支援教育Coと安曇野市特Co連絡会を2月に1回行い連携を図っているが感染症拡大に伴い、今年度は連絡会の参加を見送る事が多かった。
△	安曇野市障がい児通所支援事業所連絡会に参加し、課題の共有等を行う中で助言等を受けることにより事業所へのバックアップを行っているが、感染症拡大に伴い、1回のみ開催となった。
○	感染防止の為研修は行えなかったが、資料配布を随時実施し情報取得の機会を確保を行っている。
○	安曇野市の関係部署と同フロアにある利点を生かし、迅速な情報共有を行い連携を図ることが出来た。
△	感染防止の為親の会へは参加できなかったが、資料配布を随時実施し情報取得の機会を確保を行っている。
○	県目標工賃に向けて民生事業に関する周知(説明会)が浸透し各事業所が積極的に取り組む事が出来、工賃アップに繋げる事が出来た。
○	感染拡大による事業所の利用制限(自宅待機)等があり、共同受注に関しては各事業所の進捗状況を把握しながら行った。
○	長野県及び厚生労働省と月1回ZOOMで実施することが出来ている。
○	農業企業と連携を図り、農福連携に努め就労の場の創出に努めている。
○	連絡会の開催により、事業所間の情報共有や課題の把握、今後の事業運営の検討等を行うことが出来ている。また、計画相談専門員との情報共有の重要性を踏まえ、ケアマネジメント連絡会との共同開催を実施していく。事業所情報を掲載したリーフレットを作成し、ネットワーク作りを進めている。

<p><事業計画></p> <p>総合相談支援センターとしての役割を果たすことが出来ている。</p> <p>サービス開始前からの関わりにおいて、個別のケースごとに課題の整理を行う中で生活全般の多岐に渡る課題を関係機関と共有し、連携を図りながら相談者の自己決定を尊重した支援を行い、障がいサービスや関係機関へと繋ぐことが出来ている。</p> <p>コロナ禍で既存の方法での支援が困難な面もありながら、対応を検討し有効な方法での事業を行うことが出来ている。</p> <p>自立支援協議会及び基幹相談支援センターの体制変更に伴い、総合相談の体制変更も検討が進められているため、役割の明確化について引き続き検討していただきたい。</p>
<p><障がい児等療育支援事業></p> <p>コロナ禍で既存の方法での支援が困難な面もありながら、対応を検討し有効な方法での事業を行うことが出来ている。</p> <p>安曇野市障がい児通所支援事業所連絡会の開催を通じて情報提供や課題の共有を図り、事業所間での連携や支援のスキルアップを図る体制が構築出来ている。</p> <p>引き続き社会資源の確保について関係機関と連携して構築するとともに、連絡会を通じて支援の質の確保に取り組んでいただきたい。</p>
<p><工賃アップのための福祉就労強化事業></p> <p>制度の周知浸透により、事業所の積極性を引き出し、工賃向上に寄与することが出来ている。</p> <p>引き続き社会資源の確保について、コロナ禍による事業所の受注能力の変動に対応することが出来ている。</p> <p>継続して事業所間の連携を図り、事業所や利用者の特性を生かし工賃アップに取り組んでいただきたい。</p>

令和3年度後期 巡回評価 松本圏域障がい者総合相談支援センターWish

■実施日 令和4年2月17日(木) 13:30~15:00
 ■評価委員 松本市障害福祉課 係長 輪湖 正明
 ■評価委員 麻績村住民課 係長 高野 寿美

■場所 松本圏域障がい者総合相談支援センター Wish
 ■対応者 所長 川上 巧

評価欄の記入 [○ 実施できた △ 実施したが、課題が多い × 実施できなかった]
 後期欄の記入 [次年度に優先的に取り組む必要がある事項に◎をつける]

1. 基本方針

障害者等の福祉に関する課題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。

2. 事業目標

	評価	前期
(1) 障害者相談支援事業の実施		
・障害者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、必要な情報の提供及び助言、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のための必要な援助を行います。	○	
・当事者会や親の会等に参加・協力し、アウトリーチを積極的に行っていきます。	△	
・エンパワメント、ストレングスに基づいた基本相談を実践し、チーム作りを行います。	○	
(2) 相談支援体制の充実		
・計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援の推進のため、指定相談支援事業所のサービス等利用計画作成及びモニタリングのバックアップを実施します。	△	
・ケアマネジメント連絡会等の開催を通じて、市村、総合相談支援センター、指定相談支援事業所のスキルアップや連携強化を図り、松本圏域の相談支援体制の整備に努めます。	△	
(3) 関係機関との連携強化		
市村、保健・医療、教育、労働、福祉サービス提供事業者、当事者団体等と幅広いネットワークを構築し、情報の共有を図ります。またその内容を自立支援協議会にフィードバックし、利用者支援や社会資源の開発・改善に繋げるよう努めます。	○	

備考
・大人の発達障がいの方で、手帳取得や公的サービスまでいかない診断がつく方への支援相談が多いと感じている。社会適応されて生活してきたが、卒業後や転職など行き詰まった時に精神症状が出てADHDなどが診断され、そこから長いスパンの支援が必要。月1回程度の面談での支援は難しい。
・コロナが落ち着いた、9月から12月までは開催できた。1月以降は中止。 ・塩尻市の高次脳機能障害の方の会に出席した。
・現在、計6名体制で行っている。しかし業務をまわし切れていない。 ・県外転入や住所地特例のケースが多い。生活の基盤を作るため、地域定着のために支援している。
・市内は指定特定相談支援事業所の数が多く、全てをバックアップすることが物理的に難しい状況である。
・マネジメント連絡会への協力。相談支援体制プロジェクトへの協力を行った。
・常時、関係機関との連携・情報共有を図っている。

3 コーディネーター事業

	評価	前期
・基本相談(初期相談)及び継続相談、困難ケースの支援を実施します	○	
・サービス等利用計画作成の対象外となる方の支援における中心的役割を担います。	○	
・必要に応じ計画相談業務における後方支援を行います。	○	

備考
・Wish創設時から長々と関わりのある方が多いが、新規で福祉サービスにつないだ方は、計画相談の方に役割を引継ぎることができている。その中でさらに必要な方には後方支援が出来る。

4 重点的取り組み

	評価	後期
・センター内の質の向上として、スタッフ研修等(ケアマネジメント・事例検討・専門的学習の共有・グループスーパービジョン)の体制強化を行います。	○	
・個別相談の中から共通する課題を地域の課題として整理できるよう意識をしながら取り組みます。	○	
・地域生活拠点整備とあわせ、今後の松本圏域における相談支援体制の構築に向けた取り組みを、関係機関とともに行っていきます。	△	

備考
・毎月定期的(第2月曜日)に研修会を行い、スタッフ全員で事例検討会や専門知識の情報共有を行っている。
・基幹センターとの役割や位置づけ、関わり方が不明確で機能していない。 ・前年度から通して一人暮らし体験事業で、数ケース相談で関わった程度である。

5 その他の事業	評価	前期
長野県障がい児等療育支援事業（Wish・あるふ）		
・療育支援事業（外部専門家への委託）の充実に向けた取り組みを行います。	○	
・特別支援教育コーディネーターの先生方との連携を密に支援体制を整えます。	△	
・児童発達支援、放課後等デイサービスの各事業所へのバックアップを行います。	△	
・保護者向け、保育・教育関係者向けの研修の計画、実施をしていきます。	○	
・各市村の保健、教育、福祉の関係機関および事業との連携の強化に取り組みます。	○	
・親の会との連携を図ります。	○	
6 各センター企画事業（Wish）※各センター任意表記		
・本人活動「りんご会」の実施をしていきます。	○	
・はっぴいペーパーの製作および発信をしていきます。	○	
・Wish主催の親の集まり（たんぽぽ親の会）を実施していきます。	○	

備考
・9月から2名体制となり、事業の充実に向けて取り組みを行っている。
・小中学校の特別支援コーディネーター連携は、人数が多く全ての学校との密な支援は難しいが、引き続き支援体制の充実に取り組みしていきたい。
・今年度は保育と医療との連携をテーマに取り組み、後期は病院のリハビリテーション職員を講師に学習会を開催。今後こうした会議等も活用しながら事業所のバックアップを充実していきたい。
・講師として養護学校PTA研修会に出向き、在学中から卒業後のサービス・関わり方について説明を行った。
・各市村の関係機関と継続した連携を行っている。
・ZOOMの定例会に参加したり、オンライン研修開催に向けての協力
・後期は感染症対策を行いながら毎月実施した。コロナ第6波以降は
・毎月発行し関係機関などへ情報提供及び情報発信を行っている。
・概ね予定通り実施できたが、（毎月第3水曜日）。感染拡大防止のため1月、2月は中止とした。

【後期の所見と課題】

<p>・前期でも触れたが、住所地特例で県外、圏域外から転入される方の支援は、引き続き新規の問い合わせも続いている。エリア内の相談者同様に支援を展開している。課題としては委託市村外の方に対する支援の枠組みが決まっていないことが挙げられる。</p> <p>・強度行動障害者の方の月中活動を直接支援することも前期から継続中である。地域の受け皿が不足（及び人手不足）している中、新たに支援に加わって頂ける事業所をコーディネートしてはいるが、充足していない。新型コロナの影響で事業所の動きが停止した際のリスクまではカバーしきれず、家族に負担を強いてしまい、緊急時のリスクを抱えてしまうという状況である。複数の地域課題を抱えている。</p> <p>・松本エリアの特徴とも言えるが、引き続き居住の相談の頻度が多い。一件で相当の時間を費やすため、他の相談と並行しての業務では民間の不動産業者のスピード感に合わせて適時に支援を実施するのが難しい。居住専任者の必要性があるのではないかとと思われる。</p> <p>・発達障害児・者支援について、高校、短大、大学に進学し、中退もしくは卒業前後で課題が表出、または精神疾患を発症し、保護者や学校、医療機関から相談されるケースや（義務教育課程修了まででは不適応等の課題なく、療育Co、行政機関を含め関わる機会がなかったケース）、社会生活を営んでおられた方が、生活環境の変化や生活困窮をきっかけに精神疾患を発症し、医療機関を受診し、診断され、相談されるケースなど年々相談件数が増加中。現在は発達障がいサポートマネージャーと連携してケース対応しているが、年単位の関わりが必要なケース。総合相談では増加するケースに対応していくことがいづれ困難なことが予想される。また、児童期のケースであっても県委託の療育Coの業務として、課題のないケースまでフォローアップは現実的ではない。同じくサポートマネージャーも限界はある。長いスパンで関わる必要がある機能が必要と思われる。</p> <p>・障がい児支援においては地域の中核的な支援機関として児童発達支援センターの在り方が検討されている。障がい児等療育支援事業の在り方についても上記児童発達支援センターや行政機関と連携を図りながら、エリアごとの体制づくりが必要と思われる。</p> <p>・サービスにつながった方のアフターフォローが長期化しないよう意識して取り組み、後期には比較的新しいケースについてはサービスにつながった時点で退くこともできていた。一方で関わりが長期化しているケースについての取り扱いは来年度、再来年度に向けての課題のひとつである。</p> <p>・同じフロア内の基幹センターと総合相談の役割の明確化という部分は課題として残ってままであり、来年度、再来年度に向けて検討が必要である。</p>

<p>・松本市は、周辺の他圏域より社会資源があるため住所地特例で県外、圏域外から転入した方の相談も多い。責任も曖昧で委託市村外の支援をし続けることは疑問を感じながら支援している。</p> <p>・強度行動障害者の方の月中支援は、事業所で支援に慣れてきた面もあり、2人体制から1人になり支援の頻度が減った。事業所への送迎は2人体制で足りない部分をWishで補完している。</p> <p>・居住相談は不動産業者のスピード感に合わせて支援することが難しい。（家の確保や保証人）</p> <p>・発達障害児・者支援は、大学進学して一人暮らしや就職して環境が変わり、課題が明らかになるケースが多い。</p> <p>・地域の中核機関として児童発達支援センターの在り方が問われている。今後、行政やセンターとも協議しながらよりよい体制づくりにつなげていきたい。</p> <p>・支援が長期化しないよう意識し、サービスに繋がった方はその時点で退くことが出来ている。</p> <p>・基幹相談支援センターとの役割の明確化について来年度以降に向けて検討必要。</p>
--

令和3年度後期 巡回評価 松本圏域障がい者総合相談支援センターボイス

■実施日 令和4年3月2日(水) 14:00~15:20
 ■評価委員 塩尻市福祉課 係長 大村 一
 ■評価委員 朝日村住民福祉課 係長 河西 ひろ子

■場所 松本圏域障がい者総合相談支援センター ボイス
 ■対応者 所長 荘司 小夜子
 ■対応者 コーディネーター 田中 雅美
 ■対応者 機能強化コーディネーター 東條 知子(途中まで)

評価欄の記入 [○ 実施できた △ 実施したが、課題が多い × 実施できなかった]
 後期欄の記入 [後期に優先的に取り組む必要がある事項に◎をつける]

1. 基本方針

障害者等の福祉に関する課題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。

2. 事業目標	評価	次年度	評価
(1) 障害者相談支援事業の実施			
・障害者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、必要な情報の提供及び助言、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のための必要な援助を行います。	○		○ 日々の生活における困り事から、権利擁護にかかわる専門的な相談まで、必要な援助が行えている。
・当事者会や親の会等に参加・協力し、アウトリーチを積極的に行っています。	○		○ 当事者会であるピンポーンの会、いちご会、かなりあ会への参加協力ができている。コロナ禍の影響で令和3年12月以降の開催中止が増えているとのことだが、今後も継続した協力をお願いしたい。
・エンパワメント、ストレングスに基づいた基本相談を実践し、チーム作りを行います。	○	◎	○ 当事者を困む支援者同士のつながりを強め、一層のチーム作りに期待します。
(2) 相談支援体制の充実			
・計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援の推進のため、指定相談支援事業所のサービス等利用計画作成及びモニタリングのバックアップを実施します。	○		○ 支援会議へ積極的に参加されている。リモートでの会議などが増えているとのことだが相談支援事業所でもリモートでのやり取りに慣れてきており、状況に応じて対面とリモートを上手に使い分け、一層の協力を期待します。
・ケアマネジメント連絡会等の開催を通じて、市村、総合相談支援センター、指定相談支援事業所のスキルアップや連携強化を図り、松本圏域の相談支援体制の整備に努めます。	○		○ 塩尻地域ケアマネジメント連絡会は、情報や事例の共有により連携強化につながっている点がある。今後も行政とともに地域内の連携が取れる場として充実を図っていただきたい。
(3) 関係機関との連携強化			
市村、保健・医療、教育、労働、福祉サービス提供事業者、当事者団体等と幅広いネットワークを構築し、情報の共有を図ります。またその内容を自立支援協議会にフィードバックし、利用者支援や社会資源の開発・改善に繋げるよう努めます。	○		○ 市村の保健師、病院やまいさば、養護学校などのネットワーク構築ができている。自立支援協議会へのフィードバックは、基幹相談支援センターと一緒に行うことができている。今後も塩尻地域においては基幹相談支援センターとともに継続していただきたい。
3 コーディネーター事業			
・基本相談(初期相談)及び継続相談、困難ケースの支援を実施します。	○		○ (1)に記載のとおり、地域内でのコーディネートができている。
・サービス等利用計画作成の対象外となる方の支援における中心的役割を担います。	○		○ サービスにつながっていない人の支援が行えている。学校に登校できなくなったケースなどもあり、基幹相談支援センターとも連携し、専門機関などもつないだ支援を継続していただきたい。
・必要に応じ計画相談業務における後方支援を行います。	○		○ (2)に記載のとおり、地域内において事業所等のバックアップができている。
4 重点的取り組み			
・センター内の質の向上として、スタッフ研修等(ケアマネジメント・事例検討・専門的学習の共有・グループスーパービジョン)の体制強化を行います。	○		○ 事例検討について、深く進めることができなかったとの反省も聞かれたので、今後も継続して質の向上を目指して取り組んでいただきたい。
・個別相談の中から共通する課題を地域の課題として整理できるよう意識をしながら取り組みます。	○	◎	○ 基幹相談支援センターのバックアップを受けながら、取り組まれている。共通する課題として、50-80問題が中心となっているとのこと。地域での情報共有の機会の場で、課題提起などを検討していただきたい。
・地域生活拠点整備とあわせ、今後の松本圏域における相談支援体制の構築に向けた取り組みを、関係機関とともに進めていきます。	○		○ 基幹相談支援センターのバックアップを受けながら、取り組まれている。

6 各センター企画事業（ボイス）※各センター任意表記	評価	次年度	評価	
(1) 企画事業				
・塩尻地域ケアマネジメント連絡会（毎月開催予定）	○		○	コロナ禍の影響で中止せざるを得なかった回があったが、リモートにより、継続開催ができています。
・塩尻市療育ネットワーク会議（年4回開催予定）	○		○	コロナ禍の影響で1回のみ中止となった。後期開催では、医療関係者も参加され、充実を図ることができています。
・塩尻市居宅介護事業所連絡会の開催（年3回開催予定）	○		○	後期は1回のみ開催。重度訪問介護の支援について、情報共有ができています。
(2) 連携事業				
・「塩尻市元気っ子応援事業」への協力	○		○	塩尻市家庭支援課主催。療育コーディネーターと一緒に参加している。
・「塩尻地域障がい者グループホーム連絡会」への参加、協力	○		○	基幹相談支援センターの主催参加ができています。
・「中信地区グループホーム世話人研修会・実行委員会」への協力	×		—	コロナ禍の影響で主催者が開催できていないため、評価不能。
・「高次脳機能障害グループワーク ピンボーンの会」への参加、協力	○		○	中止回もあったが、継続して参加ができています。今後に向けても開催調整中とのこと。
・「Mash Up 松本大北圏域就労移行支援事業所連絡会」への参加、協力	○		○	職員1名が参加。
・「精神障がい者ヘルパー研修、ボランティア講座等」への協力	○		○	参加依頼があった回へ参加ができています。
・「塩尻市児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所連絡会」への参加、協力	×		—	コロナ禍の影響で主催者が開催できていないため、評価不能。
・当事者会・親の会などへの参加協力	○		○	1（1）に記載のとおり、参加協力ができています。
・日中活動の場や居場所・仲間づくりの場などについて関係機関と連携し検討を図る	○		○	上記の各種会合での検討や（2）の連携の中で検討されている。
・関係団体等が実施する研修会やセミナーへの参加、協力	○		○	時間調整に苦労しながら参加協力ができています。
・圏域全体で実施する事業所連絡会への参加、協力	○		○	基幹相談支援センターと協力し、参加協力ができています。
(3) 会議等				
・朝日村・山形村地域連絡会	○	◎	○	コロナ禍の影響を受け、調整しながら開催ができています。今後も継続した開催をしていただきたい。
・塩尻市と総合相談支援センターとの連絡会	×		×	日々の業務の中で情報共有をしていたため未開催。来年度は日々の業務の情報だけでなく、より良い体制づくりを検討していただく場として、開催をしていきたい（塩尻市）

【後期の所見と来年度への課題】

別紙

<ul style="list-style-type: none"> ・後期については、特に後半の事業でコロナ禍の影響が出ており、会議などの開催に苦労をされていたが、その中でも、リモートの活用など基幹相談支援センターとの連携協力により、地域の事業所をつなぐ取り組みが図られていた。 ・地域の連携の取り組みとしては、基幹相談支援センター主催のグループホーム連絡会世話人研修会の開催への協力など、担当エリアの塩尻市・山形村・朝日村に限らず、圏域全体の事業所や、医療、教育関係との連携をしっかりと図られていた。 ・来年度以降は、これまでと体制が異なることが検討されているので、地域の課題や障がい者個人が抱える課題と向き合い、一緒に考える地域のチーム作りをしていくためには、どのような体制がらさわしいかを行政や地域の事業所など関係機関へ積極的に情報発信していただく存在として期待します。
--

【後期の所見と来年度への課題】

(1) 障がい者相談支援事業の実施からの相談概要と所見

- ・令和3年度後期では、新規相談が16件あった。新規相談から継続ケースとなったのは8件。
- ・障がい年金の申請に関わる相談も数件あった。複雑な経過であったり、受診歴が不明なため申請が難しいと感じた場合は、病院や社会保険労務士（障害年金の申請に詳しい方）に相談したり、繋いだ方もあった。
- ・相談内容としては、学校へ登校できないケース、日中活動の利用がなく家族だけで支えているケースで、自傷や他害があり困っているという相談。仕事を休みがちで、収入が少なくなり生活困窮している、多額の買い物をして支払いが出来ず困っている等々、今現在の困り感から相談に繋がってくるものが多くあった。
- ・このような相談においては、まずは本人の理解を深めることが、ニーズを探っていく中で重要である事や、ご本人が生活の場で繋がっている様々な関係者との情報共有や連携が必要となる事などが必要となる事が多くあった。それぞれのケースに向きあう中では、課題やニーズを整理していくという相談支援の基本を意識して行ってきた。ご本人を中心とした支援チーム作りが、本人のエンパワメントには重要であることも気づくことが多くあった。
- ・連携先としては、行政の障害福祉係、健康づくり係、高齢福祉係、家庭支援課などの他に、まいさぼ、養護学校、若者サポートセンター、消費生活センター、自動車運転免許センター、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所などがあった。
- ・自分達の出来ること出来ない事を意識し、専門家との連携や協力を実施することと同時に、コーディネーターとして相談支援の質の向上を図っていく事を再確認した一年であった。
- ・当事者会（ピンポ〜ンの会、いちご会、かなりあ会、たんぽぽの会等）はコロナ感染拡大が落ち着いた時期での開催や参加協力を行った。
- ・相談支援事業所「すみれの丘」主催の「親亡き後に向けての学習会」には、企画段階から協力して取り組むことが出来、ボイスが関わっている家族にも参加していただくことが出来、好評であった。

(2) 相談支援体制の充実

- ・コロナ禍において集合しての会議開催が出来なかった時期もあったが、オンラインによる会議開催を行い、継続的な開催が出来たことは、今後に繋がる取り組みであった。なお、オンライン会議のホストについては、障がい者基幹相談支援センターに依頼することが出来、スムーズな会議開催が行えた。
- ・計画相談に繋いだ後も、相談支援専門員からの相談や本人や家族からの連絡等については、しっかり対応するように努めてきた。相談支援専門員が、ボイスに顔を出してケースの進捗状況報告や対応について気楽に相談ができるセンターでありたいと考えて来た。具体的には、親元を離れてグループホームに入居した方が、家族以外の頼れる先を増やすために、相談支援専門員へのバックアップやチーム作りを行った。
- ・ケアマネジメント連絡会は、地域の相談体制の充実においては必要な連絡会であり、来年度以降も行政と一緒に、障害のある方々の相談支援の充実を図る会議としていきたい。

(3) 関係機関との連携強化

・行政の担当者や基幹センターの機能強化コーディネーターとの連携により、緊急時支援が必要となったケースの対応を行った。その中で、圏域内での緊急時の受け皿整備やショートステイの体験利用の必要性など、課題が見えてきている。今後課題を整理し、地域生活支援拠点整備事業の充実等に向けて、協議会へのフィードバックを行っていききたい。

・養護学校への登校が出来ないケース、自傷他害でサービス利用に繋がらないケースもあり、関係者が連携して関わり方を振り返り、今後の取組みを検討できる事例検討会が、より活発に開催できるように、基幹センターや専門機関との連携を強化していききたい。

・ヤングケアラーとなっている当事者の方の支援においては、家族の介護支援専門員とも連携し、本人のニーズを確認しながらチームで関わっている。

・一般就労を希望する方の支援において、職場への見学同行を希望するご本人からの連絡が複数あった。ハローワークからボイスを紹介されたという事での連絡であったが、ハローワークからは直接の相談はなく、本人にとっても面識のないセンターへの依頼で戸惑いもあった。丁寧なつなぎ、関係機関との役割整理の必要性を感じ、今後の課題としたい。

・

6 各センター企画事業

(1) 企画事業

・コロナ感染対策で中止としたこともあったが、オンライン会議も含めて概ね実施出来た。

・塩尻市居宅介護事業所連絡会は、「重度訪問介護の学習会」として、市内に限らず周辺の事業所にも声をかけて開催できた。

(2) 連携事業

・コロナ感染対策で、開催されなかった事業もあったが、可能な範囲で参加協力した。

・「塩尻市グループホーム連絡会」では、コロナ感染対策の情報共有や、支援や運営課題について、意見交換のできる場として定着してきている。その中で研修会を企画し、オンライン開催としたことで、圏域内の世話人等研修会として広く呼び掛ける事となった。

(3) 会議等

・朝日村・山形村地域連絡会は、コロナ感染予防のため開催数は少なかったが、行政と地域の事業所が集まり、障がいのある方々の生活について状況報告や情報共有の場となった。

・塩尻市との連絡会は、日常的に相談や情報共有できることから行わなかった。

・来年度からの地域協議会や基幹センターとの協力体制など来年度の体制について、1市2村と話し合いを持つことが出来た。

報告事項 2

令和3年度分 日中サービス支援型共同生活援助事業評価報告について

市町村部会

1 趣旨

平成30年4月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」といいます。)の改正により創設された、日中サービス支援型共同生活援助事業の評価について報告をするものです。

2 評価事業所

事業所 グループホーム かのん
塩尻市広丘野村 2054-11
設置主体 株式会社ウィッシュ
塩尻市広丘野村 2050-10

3 評価者

塩尻市福祉課 係長 大村 一
松本保健福祉事務所福祉課 係長 飯島 恵子

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会 市町村部会員の中から、事業所所在地市村である塩尻市福祉課と松本保健福祉事務所で行いました。

4 評価日

令和3年12月3日及び12月20日
12月20日は松本保健福祉事務所が評価事業所で聞き取りを行いました。

5 評価結果

日中サービス支援型共同生活援助事業所報告・評価シート (P 41 ~ P 43)

報告・評価シート

設置主体	名称	株式会社ウィッシュ	報告日	令和3年 12月23日
	所在地	塩尻市広丘野村 2050-10		
事業所	名称	グループホームかのん	評価日	令和3年 12月3日及び20日
	所在地	塩尻市広丘野村 2054-11		

事業所の 運営方針	(運営規程の抜粋等を記入) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。			
事業内容	事業所開設日	2年 11月 1日	職員数	7名(常勤換算後の人数 6.5名)
	利用者定員	8名(短期入所定員 1名)		

項目	評価の視点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【松本障害保健福祉圏域自立支援協議会記入欄】 要望, 助言, 評価
地域に開かれた 運営	実習生やボランティア等を受け 入れているか。	(受入人数: 実人員) 0名 (受け入れ事例) コロナ感染予防対策から受け入れが出来なかった。	■問題なし 事業所だけでなく、地域における人材育成・確保の 観点からも、受け入れについて年間計画や方針など の策定について前向きに検討を。
	地域住民との交流の機会が確保 されているか。	(交流機会の事例) ・近隣の住民と公園での交流が概ね毎日ある。 ・隣の住民のバラ園で、デイサービスの利用者や近隣の方との交流 がある。	■問題なし 近隣住民と交流する環境整備に努めている。

<p>短期入所の併設</p>	<p>地域で生活する障害者を積極的に受け入れているか。</p>	<p>(利用者数) 6名 塩尻市内だけの受け入れではなく、利用出来る方の制限はかけていませんが、コロナ感染予防対策として令和2年11月開所から令和3年2月まで受け入れはしていません。現在児もしくは者の利用あり。</p>	<p>■問題なし</p>
<p>支援の実施</p>	<p>重度化・高齢化等のニーズに対応しているか。</p>	<p>(緊急受入人数) 0名 (緊急受入れ事例) 当日緊急で利用したい案件(問い合わせあり)はありましたが、実際は利用はなかつたです。</p>	<p>■問題なし 問い合わせがあった後の実際の利用がなかった理由(事業所都合・利用者都合、その他の原因など)について検証いただき、今後もニーズへの対応について前向きに検討を。</p>
	<p>重度化・高齢化等のニーズに対応しているか。</p>	<p>(対応事例) 区分4・5の方、年齢としては40歳以上の方がほとんどであり、最高年齢は58歳です。 重症化、高齢化に対して、スタッフの質の向上として、8割が介護福祉士であり、7割が喀痰吸引資格保有者です。</p>	<p>■問題なし</p>
	<p>利用者が充実した地域生活を送るため、外出や余暇活動等の支援に努めているか。</p>	<p>(外出や余暇活動等の事例) 外出については、毎日公園へ散歩に行ったり、近くの大型商業施設に訪問しています。8月にバスツアーの予定も組みましたが、コロナウイルス感染拡大のため中止となってしまいました。 毎日午前中及び午後には余暇活動としてイベントや創作活動を行っています。</p>	<p>■問題なし</p>

	<p>支援の質の確保に努めているか。 (資格取得、研修等)</p>	<p>(取得した資格、参加した研修名等) 在籍スタッフの8割が介護福祉士であり令和3年度取得資格は下記の通りです。 障がい福祉サービス従事者新人研修／介護職員初任者研修／強度行動障がい研修／上級救命講習</p>	<p>■問題なし 圏域の課題として、強度行動障がいに係る社会資源、人材不足があるため、貴事業所の取り組みは大変貴重で、今後も期待しています。</p>
	<p>体験的利用のニーズに対応しているか。</p>	<p>(体験利用人数) 1名 (体験利用の事例) 車イス女性、令和2年11月より体験利用をし、その後本利用となった。</p>	<p>■問題なし</p>
	<p>自己決定の支援に努めているか。</p>	<p>(自己決定支援の対応事例) 福祉サービスの情報提供に努め、自社以外でのサービス事業所の案内や定期的な面談を行い、本人の自己決定の支援に努めている。</p>	<p>■問題なし</p>
<p>その他</p>			<p>今後圏域内の社会資源を考えていくうえで、利用者本人だけでなく、利用者家族のニーズの把握も重要と考えております。貴事業所でも利用者家族のニーズ把握に努めていただくことを期待します。</p>
<p>協議会からの要望、助言への対応(2回目以降)</p>	<p>要望、助言に誠実に対応しているか。</p>	<p>(要望・助言の内容及びその対応)</p>	<p><input type="checkbox"/> 問題なし</p>

令和3年度 第4回幹事会 報告書

日時：令和4年2月18日（金） 午後1時30分

開催方法：zoom

出席者：33人

1 協議事項

(1) 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会体制見直しに伴う変更点について

(資料：P1～4) (説明：市町村部会 那須部会長)

(意見等)

○一般社団法人 びあねっと 百瀬様

3番の自立支援協議会の体制について資料P1に決定事項と記載がありますが、当法人の代表に確認をしたところ、第4回で決まると話を聞きました。

前回から問題になっていた麻績村、生坂村、筑北村は安曇野市に加わるのかということについては、そのままなのでしょうか。

別紙で部会及びプロジェクトというものがありますが、どのような形でこの表をつけられているのでしょうか。変更と記載されている為、この部会が変更されるのかという意味で捉えてしまいます。これをどうするのかという協議が本日のメインとなるのでしょうか。

【回答】

第4回で決定するというのではなく、第3回のところで協議決定されているとお聞きしています。

麻績村、生坂村、筑北村につきましては、12月17日に開催された第2回協議会の後に各村で再度検討を行いました。筑北3村につきましては、それぞれ単独で設置及び運営することになりました。その旨を1月11日の第5回市町村部会及び、2月4日の第3回協議会で報告をさせていただいております。(市町村部会 那須部会長)

協議事項1につきましては、第3回協議会でこの内容を協議し、各部会及びプロジェクトが今後どのようになっていくかについては、この時には協議ができていませんでした。第2回協議会の際には、今後の協議会の方向性については示されていた為、その後資料の3、4ページにある内容の通り、来年度以降継続が必要な事項及び残っている課題等について部会及びプロジェクトで整理をしていただきました。整理されたものが資料3、4ページにある表となります。報告事項という形にはなってしまいますが、各部会及びプロジェクトで整理した内容を説明していただき、これをもって幹事会で報告を受けた後、来月の協議会にかけていきたいと考えています。(大村幹事長)

○一般社団法人 ぴあねっと 百瀬様

部会及びプロジェクトは、4月以降も存続するということでしょうか。

【回答】

協議会自体がなくなるので部会自体はないのですが、資料3、4ページにも示されております圏域行政連絡会の中で残されている課題等を共有し、必要であれば部会やプロジェクトを開催していく流れになっています。またこの後の報告事項も含め、ご意見等をいただければと思います。(大村幹事長)

○一般社団法人 ぴあねっと 百瀬様

新しい協議会はいつから動くのでしょうか。圏域連絡会は、開催時期が記載されていますが、その以外のものの記載がありません。開催時期等の目途はあるのでしょうか。

【回答】

塩尻市、朝日村、山形村で共同設置する地域協議会については、設置要綱等の整理等を現在行っています。可能であれば4月早々には開催ができればと思っています。総合相談支援センターを設置していく関係もある為、設置要綱は令和4年4月1日から施行し切れ目のない体制が必要だと考え、調整を行っています。(大村幹事長)

松本市が設置する地域協議会については、要綱等は令和4年4月1日からの施行を考えております。地域協議会の開催時期については現在検討中です。(松本市障害福祉課 澤田様)

安曇野市が設置する地域協議会については、松本市、塩尻市と同様、現在要綱等の整理を行っています。令和4年4月1日からの要綱の施行に向けて準備をしています。地域協議会の開催時期については未確定です。(安曇野市福祉課 田崎様)

(集約) 了承される。

(2) 地域移行部会 地域移行リーフレットについて

(資料 : P5~9) (説明 : 地域移行部会 東條部会長)

(集約) 了承される。

(3) 松本障害保健福祉圏域障害者相談支援事業実施要綱及び松本障害保健福祉圏域障がい者総合相談支援センター事業実施要綱の改正について

(資料 : P10~14) (説明 : 松本市障害福祉課 澤田様)

(集約) 了承される。

(4) 地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト 緊急時短期入所確保事業実施要綱及びひとり暮らし体験事業実施要綱の改正について

(資料: P15～20) (説明: 地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト 田崎プロジェクトリーダー)

(意見等)

○麻績村住民課 高野様

今回、新型コロナウイルス感染症が拡大しているのです。このような内容だと思のですが、今回のコロナウイルスをはじめとする特措法での感染症の関係は、新型インフルエンザウイルス等というような名前前で特措法があるかと思うのですが、コロナ以外の大きな感染症が拡大している時にも対応ができるような名称に変えておいた方が良いでしょうか。

【回答】

プロジェクトの中でも事業所が閉鎖するような感染症、ノロウイルスやインフルエンザ等色々ある為、そういったものにも対応ができるような文言に変えた方が良いでしょうかという意見もありました。

要綱に感染症と載せるにあたっては、どこまでが感染症で良くてどこからがだめなのかという基準をつくるのが現段階で難しいという話になっており、事業所の受け入れで警戒感が一番強いのが新型コロナウイルス感染症でした。事業が開始できていない現状から、一刻も早く開始するニーズがあるということで事業の開始を優先する為に、ここの文言については「新型コロナ」という限定をさせていただきました。今後事業を開始する中で、実際にコロナ以外の感染症についても同じような対応が必要となった場合には、その時点で要綱の変更を検討する必要があると思います。(地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト 田崎プロジェクトリーダー)

(集約) 了承される。

2 報告事項

(1) 権利擁護部会 身元保証人等に関するアンケート調査報告

(資料: P22～29) (報告: 権利擁護部会 赤羽部会長)

(意見等)

○一般社団法人 ぴあねっと 百瀬様

意見ではないのですが、仕事の関係であるグループホームに行きましたら、身寄りのない人が入所されており、病気の治療を受けようとしたところグループホームの人は関係ないのではないか、と病院から断られたと、要は身元保証人とかではない為、グループホームの人たちが勝手に言っているのではないかとと言われてしまい困っているというお話があり

ました。

(集約) 報告を受けた。

(2) 強度行動障害児者支援検討プロジェクト 強度行動障害児者支援事業所における実態調査報告

(資料：P30～41) (報告：強度行動障害児者支援検討プロジェクト 田中プロジェクトリーダー)

(集約) 報告を受けた。

(3) 令和3年度専門部会及びプロジェクト報告

(資料：P43～65) (報告：専門部会長及びプロジェクトリーダー)

(意見等)

○基幹相談支援センター 機能強化コーディネーター 東條様

先日県の機能強化会議があり、会議の中で拠点整備事業について意見交換を行いました。グループワークで相談のグループに入り、松本圏域のこども部会で作成をした医療的ケアが必要な方の緊急時プランのことについて話をさせていただきました。皆さんとても興味を持って下さり、そういったものがあることが必要ではないかという話がありました。今後、緊急時プラン等のお問い合わせがくるかもしれませんし、今後緊急時プランが活用されていくことが改めて大切なのではないかとということをご報告と意見として発言をさせていただきました。

先程の機能強化会議の中で、地域生活支援拠点等事業の機能の充実にかかる紹介の中で長野市圏域から強度行動障害児者にかかるワーキングというものを、令和2年度から検討して令和3年度からワーキングチームを立ち上げて強度行動障害児者に対する支援の学習をしたり、地域資源を整える為の取り組みをこれから始めようとしているというご報告がありました。来年度松本圏域のプロジェクトもまた継続される中で、こういった他圏域の情報も引き続き共有しながら、より良い支援を考えられれば良いと感じました。

(集約) 報告を受けた。

(4) 障がい者基幹相談支援センター 令和3年度10～12月分実績報告

(資料：P67～68) (報告：基幹相談支援センター 大森所長)

(集約) 報告を受けた。

(5) 障がい者総合相談支援センター 令和3年度10～12月分実績報告

(資料：P70～74) (報告：障がい者総合相談支援センター ボイス 荘司所長)

(集約) 報告を受けた。

3 その他